

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年6月24日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第5号

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則を廃止する規則

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和57年佐賀県教育委員会規則第8号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による廃止前の佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に入学した者及び施行日から令和5年3月31日までに入学する者については、なおその効力を有する。